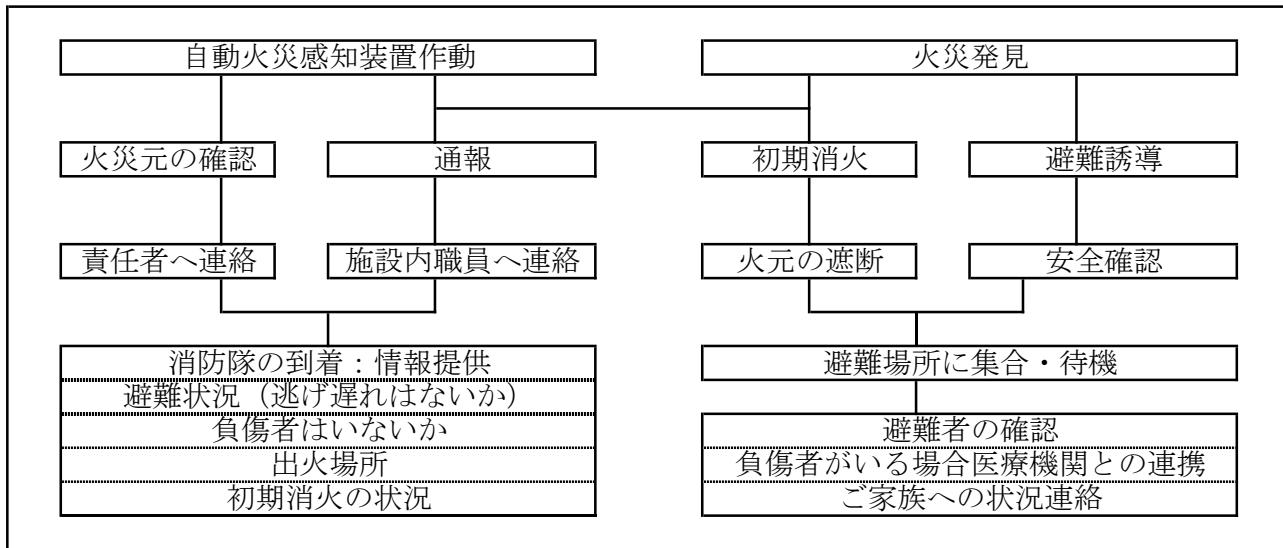


たか音の杜 火災対策計画マニュアル

統括責任者 : 施設長



1. 通報連絡

火災発生時はただちに119番へ通報すること

自動火災報知設備が作動した場合や、火災発生の確認をした場合は、館内放送にて火災が発生したことを知らせること

119番通報の際、燃えているのも、延焼範囲、逃げ遅れた者の有無等把握ができない場合でも通報し、状況が確認でき次第、随時通報すること

当苑は、消防署より近い立地にあり、消防の到着が早いことが予想される為、迅速な情報収集に努めること

非常連絡装置の作動により、連絡を受けた職員は、直ちに施設へ参集し避難誘導等の指示を受けること

※119番通報の際に、 ①火事とはつきり伝える。

- ②住所、施設名
- ③電話番号
- ④状況（どこの場所で延焼中など）
- ⑤2, 3階の入所者現員数
- ⑥通報者氏名

など、非常時でも正確に報告できるよう日々周知徹底を行うこと。

2. 消火活動

火災発見時は、直ちに消火活動を行う。（消火器及び消火栓を使用すること）

※消火栓、消火器の設置位置を確認しておくこと。

消火活動を行うとともに、窓・扉・入口・居室ドア等で閉鎖し延焼を防ぐこと

3. 避難誘導

火災が発生した時は、入居者を一時的に安全な場所に移し、消火後に避難を開始する等、状況に応じた、誘導を行うこと

避難は、火元に近い者を優先し、次に火元の直上階の者を優先すること

避難放送にあたっては、早口を避け落ち着いた口調で、同一内容を2度繰り返し、パニックを起こさない様に注意すること

避難終了後、速やかに利用者・職員の確認を行い、逃げ遅れの者の有無を確認し報告すること

4. その他

- ① 避難時に一人の利用者の避難に複数の職員と相当な時間を必要とすることから、速い段階での判断をすること。

- ② 他施設への受け入れ要請が必要な際や、不測の事態が発生した場合には、市や県などの関係機関への相談を行うこと。
- ③ 短期入所生活介護の利用者の場合は、担当の居宅介護支援事業所へも連絡をすること。
- ④ 年3回の防災訓練を実施し、防災意識を高め日常的に防災に努めること